

去る11月27日、総務企画警察委員会における不適切な発言により円滑な審議を妨げたことにより、本日、市村委員長が辞意を表明されました。

メッセージをあずかっておりますので、代読いたします。

去る11月27日、総務企画警察委員会において、私の不適切な発言により、円滑な審議を妨げました。深くお詫び申し上げます。

まず、先日の本委員会の席上、本年の人事委員会勧告において、国や他の地方公共団体の状況に関するご質問について、こうした国や他の都道府県の状況も含めて、総合的に考慮した結果として、期末・勤勉手当の支給月数が県内民間企業の調査結果の水準になったことを強調するあまり、あたかも地方公務員法第24条第3項の趣旨を逸脱した勧告をしたごとく申し上げたことは本旨ではございません。

もとより、本年の人事委員会勧告は、同条に規定されているとおり、「生計費、国及び他の地方公共団体の職員、民間事業の従事者の給与その他の事情」を十分考慮して行ったものであり、勧告書でもその旨述べているとおりでございます。

委員の皆様におかれましては、私の真意をおくみとりいただきますよう切にお願いを申し上げます。

また、本委員会の行った勧告を受けた市町村の対応についてのご質問の際に、期末・勤勉手当の支給月数を国と同じくした市町村では、住民挙げての議論がなく、職員と議員と首長の3者のみの議論をしているに過ぎないという趣旨の答弁をいたしました。この答弁は、市町村への配慮を欠いた不適切なものでした。

各市町村におかれましては、それぞれ適切な対応をとられているものと考えます。関係の皆様にお詫びを申し上げる次第でございます。

以上、私の発言についてのお詫びを申し上げるとともに、ご理解のほど、何卒、よろしく願いいたします。